アサダビジネスレター
News&Topics

28

平成24年4月20日発行
浅田会計事務所

小規模企業共済による節税効果

確定申告が終わったところですが、確定申告で使える節税として**小規模企業共済**をご紹介したいと思います。小規模企業共済とは、個人事業主や中小企業の役員向けに国（中小企業基盤整備機構）が行っている退職金制度です。毎月一定の掛金を支払っていれば、退職時に掛金に応じた退職金が支払われるシステムです。小規模企業共済が節税になるポイントとして、支払う時と受け取る時で節税になることが挙げられます。

① 支払時：**掛金の全額が所得控除**されます。

毎月の掛金は１千円から７万円の間で選択できます。例えば所得税率２０％の人が年８４万円（７万円×１２）を支払った場合には住民税の１０％を合わせると約２５万円の節税になります。

② 受取時：一括で**受け取った場合には退職所得**になります。

退職金の税額計算は、勤続年数に応じた退職所得控除があったり、退職所得控除を差し引いた後の所得が半分になったり、他の所得と合算されないので税率が低くなる等、非常に優遇されています。

小規模企業共済に加入できるのは、常時使用する従業員数が２０人以下（商業・サービス業では５人以下）の個人事業主及び会社の役員です。もし加入後に従業員が増えてこの範囲を超えたとしても加入し続けることができます。また、個人事業主の場合は共同経営者（２人まで）も加入できます。この共同経営者とは、個人事業主の経営に携わっている方であり、通常は配偶者や親族の場合が多いと思いますが、必ずしも親族である必要はありません。



高額療養費の外来診療への拡大

健康保険制度には私傷病（仕事以外の理由で生じたケガや病気）により医療機関にかかり、１ヶ月間に医療機関や薬局の窓口で支払った医療費が高額となった場合、申請を行うことで後から自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」（※１）があります。 これまで入院の場合には、事前に「限度額適用認定証」（※２）を提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることが可能でしたが、外来診療には適用されませんでした。

平成２４年４月１日からは、入院の場合と同様、**外来診療**についても事前に保険者（健康保険組合・協会けんぽ・市町村）が発行した『限度額適用認定証』を提示すれば、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなりました。外来での支払いが多い方は、窓口での支払いの負担が軽減されるので、市町村等で手続きされることをお勧めします。

※１　食費や保険適用外の費用（差額ベッド代など）は対象外です。

※２　７０歳以上の方は「高齢受給者証」、低所得者の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」という書類になります。

アサダビジネスレター
News&Topics

法人保険は解約時期に注意

法人のリスクヘッジ及び節税対策として、生命保険への加入があります。保険料が損金になる保険であれば課税を繰延べしながら、将来受け取る満期保険金・解約返戻金を会社外部において確保する効果があります。

その際よく使われるのが、**逓増定期保険**です。逓増定期保険とは定期保険の一種で保険期間が経過するにつれ、保障額が増加する保険で貯蓄効果が比較的高い保険です。**定期保険は、保険期間が終了すると解約返戻金がゼロになる**ため、法人の場合は通常、解約することを前提として掛けられます。効果的な利用方法は、役員退職金の支給などの大きな費用が発生する時期と解約返戻率が良く受取額が大きい時期を重ねる方法です。

時期が合わないと大きな支出のあるときに解約返戻率が低かったり、また解約だけが発生して課税対象となる収益のみが計上されてしまうパターンも起こり得ます。

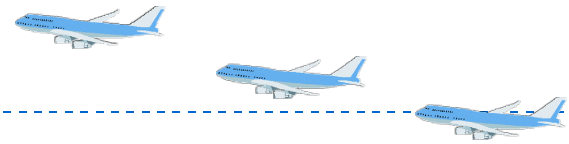
保険を法人の節税対策として契約する際には、必要な保障額、経費化による節税効果、解約返戻率などを十分に考慮することが重要であることはもちろんですが、契約後も会社に起こる出来事に応じて保険の内容のメンテナンスをすることにより有効活用が可能です。そのため決算の際には保険証券や解約返戻率の表を確認させていただく場合がありますのでご協力宜しくお願い致します。



会社の決算期

会社を設立する際、決算期をどう決められましたか？　取引先に合わせている、在庫が少ない時期、決算作業に時間が取れる閑散期、個人で馴染んだ１２月など様々な理由があると思います。上場企業の印象が強いため３月決算が多いと思われがちですが、国税庁の平成２２年度統計によると３月決算は約５０万社で全体の約２割に留まります。なお２番目に多いのが９月決算の約２８万件、３番目は１２月決算の約２６万件です。

３月決算が多いのは国や地方の会計年度に合わせているのが主な原因と考えられますが、上場企業の決算期にも最近変化が見られます。**国際会計基準（ＩＦＲＳ）**の適用を見据え、ＪＴや花王など海外事業の割合が高い企業では海外で多い１２月決算への移行が進んでいます。決算といえば６月下旬に一斉に株主総会を開くニュースを思い出しますが、グローバル化が進むと、その光景も変わってくるかも知れません。ただ、１２月決算の申告期限である２月は個人の確定申告時期と重なるため、１２月決算ばかりというのは会計事務所泣かせではあるのですが…。



ＬＣＣって？

最近ニュースでもよく耳にするようになったのが格安航空会社、通称ＬＣＣ（Ｌｏｗ-Ｃｏｓｔ-Ｃａｒｒｉｅｒ）です。ＬＣＣとは効率化によって低い運航費用を実現した航空会社です。去年の夏、全日本空輸と香港の投資会社により、日本で初めてのＬＣＣであるピーチアビエーション株式会社、ブランド名 ***Peach*** が誕生し、注目が集まっています。ＬＣＣの特徴である安い航空運賃を実現するための工夫はいくつかあります。

① 単一の種類の機体・機材のみを使用し、メンテナンス費の削減と回転率の向上を図る。
② チケット予約は基本的にネットのみ。
③ 機内の座席間隔を狭くして定員を増やす。また機内食や飲み物は有料。
④ 荷物を預ける時にも追加料金が必要。
⑤ 悪天候等で欠航になった場合の振り替えは利用者が自分で行なう、といったようなことがあります。

低価格という点は魅力的ですが、旅行会社にとってはＬＣＣは扱いづらい面もあるようです。従来のチケットに比べキャンセルしにくいため、機動的にツアーを組むのが難しく、現在のところ、あまりツアーは組まれていません。しかし個人の旅行者やビジネス需要を中心に今後利用者は増えていくでしょう。

ちなみに関西国際空港にはＬＣＣ専用ターミナルがあり、周辺には利用者をターゲットにした格安ホテルの計画もあるようです。